

障害者就労施設等からの物品等の調達に関する実態調査結果に基づく通知・回答対照表

【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成27年12月～28年3月

2 対象機関

調査対象機関：前橋市内に所在する国の地方支分部局（7）

関連調査等対象機関：前橋市内に所在する独立行政法人・特殊法人の支所等（6）、群馬県、前橋市、障害者就労施設等、関係団体 等

【通知日及び通知先】 平成28年3月29日 関東管区警察局群馬県情報通信部、群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東森林管理局、関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、独立行政法人国立高等専門学校機構（群馬工業高等専門学校）、日本年金機構（前橋年金事務所）、株式会社日本政策金融公庫（前橋支店）

【回答年月日】 関東管区警察局群馬県情報通信部 平成28年 7月11日
群馬行政評価事務所 平成28年 6月20日
前橋地方法務局 平成28年 6月27日
関東森林管理局 平成28年 7月 1日
関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所 平成28年 6月27日
独立行政法人国立高等専門学校機構（群馬工業高等専門学校） 平成28年 6月30日
日本年金機構（前橋年金事務所） 平成28年 6月27日
株式会社日本政策金融公庫（前橋支店） 平成28年 6月29日

通知事項	改善措置状況				
<p>国の地方支分部局等は、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、障害者就労施設等に関する情報を収集し、調達可能な物品等を検討すること (群馬行政評価事務所、関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、日本年金機構(前橋年金事務所))</p>	<p>① 改善意見を提示した3行政機関等のうち、1行政機関は、次のとおり、障害者就労施設等に関する情報を収集し、調達可能な物品等を検討した。</p> <table border="1" data-bbox="833 443 2123 1077"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 443 1151 488">行政機関等名</th> <th data-bbox="1151 443 2123 488">対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="833 488 1151 1077">群馬行政評価事務所</td> <td data-bbox="1151 488 2123 1077"> <p>本実態調査を契機に、当事務所で調達する物品及び役務について、「総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため方針」別紙に照らし合わせ該当する品目を確認し、また、この該当する品目について、群馬県のホームページに掲載されている「障害者施設等で提供できる物品及び役務の一覧(平成27年10月14日現在)」により、県内の障害者就労施設等に発注可能な物品及び役務を把握した。</p> <p>群馬行政評価事務所の改善意見(平成28年3月29日付け群馬評第3号)を受けて、平成28年度に当事務所において予定される物品及び役務についても上記と同様に県内の障害者就労施設等に発注可能な品目を確認、把握した。</p> <p>さらに、群馬県社会就労センター協議会(群馬県障害者施設等共同受注窓口事務局)に見積書徴取の依頼が可能か確認した結果、いずれも可能であった。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 改善意見を提示した機関からの回答に基づき当事務所が作成した。</p> <p>また、改善意見を提示した3行政機関等は、いずれも、群馬行政評価事務所の改善意見(平成28年3月29日付け群馬評第3号及び第4号)を受けて、今後、障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等についての検討に努めるとしている。</p>	行政機関等名	対応内容	群馬行政評価事務所	<p>本実態調査を契機に、当事務所で調達する物品及び役務について、「総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため方針」別紙に照らし合わせ該当する品目を確認し、また、この該当する品目について、群馬県のホームページに掲載されている「障害者施設等で提供できる物品及び役務の一覧(平成27年10月14日現在)」により、県内の障害者就労施設等に発注可能な物品及び役務を把握した。</p> <p>群馬行政評価事務所の改善意見(平成28年3月29日付け群馬評第3号)を受けて、平成28年度に当事務所において予定される物品及び役務についても上記と同様に県内の障害者就労施設等に発注可能な品目を確認、把握した。</p> <p>さらに、群馬県社会就労センター協議会(群馬県障害者施設等共同受注窓口事務局)に見積書徴取の依頼が可能か確認した結果、いずれも可能であった。</p>
行政機関等名	対応内容				
群馬行政評価事務所	<p>本実態調査を契機に、当事務所で調達する物品及び役務について、「総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため方針」別紙に照らし合わせ該当する品目を確認し、また、この該当する品目について、群馬県のホームページに掲載されている「障害者施設等で提供できる物品及び役務の一覧(平成27年10月14日現在)」により、県内の障害者就労施設等に発注可能な物品及び役務を把握した。</p> <p>群馬行政評価事務所の改善意見(平成28年3月29日付け群馬評第3号)を受けて、平成28年度に当事務所において予定される物品及び役務についても上記と同様に県内の障害者就労施設等に発注可能な品目を確認、把握した。</p> <p>さらに、群馬県社会就労センター協議会(群馬県障害者施設等共同受注窓口事務局)に見積書徴取の依頼が可能か確認した結果、いずれも可能であった。</p>				

通知事項	改善措置状況																																			
<p>② 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、随意契約において見積書を徴する場合、障害者就労施設等からの徴取に努めること (関東管区警察局群馬県情報通信部、群馬行政評価事務所、前橋地方法務局、関東森林管理局、関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、独立行政法人国立高等専門学校機構(群馬工業高等専門学校)、日本年金機構(前橋年金事務所)、株式会社日本政策金融公庫(前橋支店))</p>	<p>② 改善意見を提示した8行政機関等のうち、2行政機関等は、平成27年度に、次のとおり、障害者就労施設等から3件の見積書を徴取した。 なお、このうち、1法人2件は契約に至った。</p> <table border="1" data-bbox="831 395 2125 584"> <thead> <tr> <th>行政機関等名</th> <th>見積書を徴取した物品等(徴取時期)</th> <th>契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局群馬県情報通信部</td> <td>非常食(アルファ化米等)等(平成28年2月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">株式会社日本政策金融公庫(前橋支店)</td> <td>店内装飾用雑貨類(平成28年1月)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>袖机(平成28年3月)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 改善意見を提示した機関からの回答に基づき当事務所が作成した。 2 「契約」欄の○は、契約に至ったものを指す。</p> <p>また、改善意見を提示した8行政機関等のうち、5行政機関等は、群馬行政評価事務所の改善意見(平成28年3月29日付け群馬評第3号及び第4号)を受けて、平成28年度に、次のとおり、障害者就労施設等から8件の見積書を徴取した。 なお、このうち、2行政機関等2件は契約に至った。</p> <table border="1" data-bbox="831 890 2125 1310"> <thead> <tr> <th>行政機関等名</th> <th>見積書を徴取した物品等(徴取時期)</th> <th>契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">群馬行政評価事務所</td> <td>会議用飲料(平成28年4月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議用飲料(平成28年5月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前橋地方法務局</td> <td>官用車のタイヤ交換作業(平成28年5月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ化米(平成28年6月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>トイレトペーパー(平成28年4月)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">独立行政法人国立高等専門学校機構(群馬工業高等専門学校)</td> <td>トイレトペーパー(平成28年4月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卵(平成28年4月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社日本政策金融公庫(前橋支店)</td> <td>店内装飾用雑貨類(平成28年5月)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 改善意見を提示した機関からの回答に基づき当事務所が作成した。 2 「契約」欄の○は、契約に至ったものを指す。 3 上記のほか、見積書の依頼を行ったが、徴取に至らなかったものが、群馬行政評価事務所2件(看板の設置・取り外し作業及び記章)、独立行政法人国立高等専門学校機構(群馬工業高等専門学校)で1件(野菜)みられた。</p>	行政機関等名	見積書を徴取した物品等(徴取時期)	契約	関東管区警察局群馬県情報通信部	非常食(アルファ化米等)等(平成28年2月)		株式会社日本政策金融公庫(前橋支店)	店内装飾用雑貨類(平成28年1月)	○	袖机(平成28年3月)	○	行政機関等名	見積書を徴取した物品等(徴取時期)	契約	群馬行政評価事務所	会議用飲料(平成28年4月)		会議用飲料(平成28年5月)		前橋地方法務局	官用車のタイヤ交換作業(平成28年5月)		アルファ化米(平成28年6月)		関東森林管理局	トイレトペーパー(平成28年4月)	○	独立行政法人国立高等専門学校機構(群馬工業高等専門学校)	トイレトペーパー(平成28年4月)		卵(平成28年4月)		株式会社日本政策金融公庫(前橋支店)	店内装飾用雑貨類(平成28年5月)	○
行政機関等名	見積書を徴取した物品等(徴取時期)	契約																																		
関東管区警察局群馬県情報通信部	非常食(アルファ化米等)等(平成28年2月)																																			
株式会社日本政策金融公庫(前橋支店)	店内装飾用雑貨類(平成28年1月)	○																																		
	袖机(平成28年3月)	○																																		
行政機関等名	見積書を徴取した物品等(徴取時期)	契約																																		
群馬行政評価事務所	会議用飲料(平成28年4月)																																			
	会議用飲料(平成28年5月)																																			
前橋地方法務局	官用車のタイヤ交換作業(平成28年5月)																																			
	アルファ化米(平成28年6月)																																			
関東森林管理局	トイレトペーパー(平成28年4月)	○																																		
独立行政法人国立高等専門学校機構(群馬工業高等専門学校)	トイレトペーパー(平成28年4月)																																			
	卵(平成28年4月)																																			
株式会社日本政策金融公庫(前橋支店)	店内装飾用雑貨類(平成28年5月)	○																																		

通知事項	改善措置状況
	<p>さらに、改善意見を提示した8行政機関等は、いずれも、群馬行政評価事務所の改善意見（平成28年3月29日付け群馬評第3号及び第4号）を受けて、今後、随意契約において見積書を徴する場合、障害者就労施設等からの徴取に努めるとしている。</p>